

厚生委員会会議録

平成28年11月2日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:26

案 件

1. 認定第16号 平成27年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
2. 保育行政について
3. 地域支援事業について

【 報告事項 】

1. 飯塚市立病院の現状について (健幸・スポーツ課)
2. 民間住宅家賃等に係る代理納付の実施について (保護課)
3. 公用車による交通事故発生について (保護課)
4. 工事請負契約について (契約課)
5. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画素案について (行財政改革推進課)
6. 穂波地区公共施設の再編整備について (行財政改革推進課)

○委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。「認定第16号 平成27年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

次に、本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

市立病院に関しては、27年度の予算のときに、この建て替え問題について、さまざまなむだな支出があるのではないかとというようなことで、反対をいたしましたので、これが粛々と行なわれましたこの決算に対して、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第16号 平成27年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」については、認定することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:03

再開 10:03

委員会を再開いたします。

次に、「保育行政について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

保育行政について、ご説明いたします。まず、資料の平成28年度10月1日の入所状況になります。市内居住児童の保育所、こども園の支給認定状況をお願いいたします。まず、支給認定状況ですけれども、28年度9月が3992人、10月が4038人です。利用状況ですけれども、9月が3895人、10月が3923人で、未利用児童は9月が97人、10月が115人、そして11月が135人となっております。前月より20人の増となりました。そして、27年度の11月は96人でしたので、前年度より39人の増となっております。

資料の28年度公立保育所・こども園入所児童数、10月1日をご覧ください。公立保育所が93.1%、これも保育士確保ができない厳しい状況であります。また、私立保育園は102.9%です。23園中、13園が100%を超えて入所を行っていただいております。でもやはり、保育士確保はできてない状況は続いております。

次に、障がい児等研修と特別な配慮の児童の加配保育士の数となっております。資料としまして、すいません、右の上のほうの公立保育所の職場研修の参加人員が、数字が間違っております。167名となっておりますが、164名で合計も264名で訂正をお願いいたします。特別な配慮の必要な児童及び加配保育士数もその下につけております。左上の表が私立保育園の研修数と参加人員と主な研修名となっております。私立保育園では、去年の9月1日で保育士が416名おりました、95の研修を受けられました。そして延べ人数は1525名の受講数となっております。主な研修名は、県の発達障がい者支援研修、そして児童虐待防止の研修、また気になる子の研修などです。右上の表が公立です。177名、これも保育所長を含むですが、研修数は87に対し、264名が受講しております。主な研修名は、子どもの自尊と自立を育てる保育、特別支援の講演会、気になる子どもの研修等です。

27年度に特別な支援が必要な児童数及び加配支援保育士をご説明いたします。私立保育園につきましては、ことしの10月1日現在で、特別に支援が必要な児童数49人に対し、加配支援保育士を5人配置しておられます。ほとんどの園が加配保育士を配置しておられませんが、特別に支援が必要な子を見ながら、未利用児童の子どものことも考えながら、児童を受け入れられておられます。公立保育所につきましては、27年度分の数字ですけれども、特別に支援が必要な児童数に20人に対して、16人の保育士を配置しております。

次に、私立保育園の27年度の財務諸表をまとめさせていただきました。財務諸表をお願いいたします。飯塚市のホームページの社会福祉法人の平成27年度財務諸表により、作成をいたしました。一番右の他市の法人ですけれども、嘉穂郡社会福祉協会の財務諸表は、26年度しかできませんでしたので、26年度分です。あとの分は27年度分をお示ししております。収入です。事業活動収入、これが保育事業の収入となっております。次の施設整備収入が、整備補助金、そして整備資金借入金、その下のその他の収入が積み立て資金取り崩し収入などです。総収入は、事業活動収入プラスの施設整備収入プラス、その他の収入となっております。支出です。事業活動支出、これは保育事業分となっております。事業活動支出のうち人件費がその下にあります。施設整備支出、施設資金借入金元金償還支出及び固定資産取得支出となっております。その他としまして、積み立て資産支出、総支出は、事業支出プラス施設整備支出、プラスその他の支出となっております。人件費の割合は、中段のパーセントの数字でお示しております。パーセントの上の数字が、事業活動支出と比較しました人件費の割合です。その下のパーセントが、総支出の人件費の割合となっております。一番下の※ですけれども、人件費の比率は低いところが、3、4件あるんですけれども、給食を外部委託している法人は、人件費相当分が事業活動支出に含まれているために、このパーセンテージが低くなっております。

次に、27年度の飯塚市私立保育園保育士処遇等状況について、ご説明いたします。福岡市の保育所運営補助のあり方検討委員会の報告書を参考にして、作成をいたしました。また、全園での平均を算出しております。各園、それぞれの金額は出しておりませんので、ご了承願

ます。(1) 27年度の初任給の平均ですけれども、基本として短大、大卒の初任給と期末勤勉手当を含む年収の平均を出しております。短大卒が16万1207円、年額では252万124円。大卒では16万9337円が月額で、年額では264万6566円となっております。(2) 27年度の常勤保育士の平均です。給与額、全園の平均ですが19万8221円。期末勤勉手当等、他の手当も含んだところでの平均ですが、84万2614円。年額の給与ですけれども、322万111円。それを月額になおしましたら、26万8448円となります。勤続年数は10年です。(3) 27年度常勤保育士の年次有給休暇取得状況、これも平均です。常勤保育士さんが各園で平均12名おられます。年次有給休暇取得日数は96日、平均取得日数は8日、年次有給休暇は園平均で18日となっております。平均取得日数は、16日以上園が保育園で3カ所、そして6日以上8日未満が5カ所、2日以上8日未満が5カ所となっております。

次に、公立保育所等の保育士処遇改善です。正規職員です。基準は27年度分です。短大卒と大卒の初任給と期末勤勉手当を含む年収を出しました。短大が月15万4300円です。年額はボーナスも込めたところで244万9660円。大卒は16万6100円、年額が269万820円となっております。(2)です。27年度公立の常勤保育士の状況です。平均です。給与額が平均で31万7139円。期末勤勉手当等が136万8017円。年額が517万3685円で、月に換算しましたら43万1141円です。勤続年数が19.5年となっておりますので、どうしても賃金的には高くなります。年次有給休暇の取得状況です。公立保育士は76人で年次有給休暇の取得ですけれども、460日、平均が6日、年次有給休暇の平均は1人36日もってあります。臨時職員です。これも27年度末です。臨時職員は、学歴の規定はありませんので、日額7170円です。27年度常勤保育士、臨時保育士さんの給料ですけれども、給与額は平均で12万6335円です。年度途中で採用があり、また退職保育士をいるために、平均がちょっと低額となっております。期末勤勉手当等も平均いたしまし13万7157円です。年額としましたら、165万3177円で、月額になおしましたら、13万7765円となっております。(3)です。常勤保育士さんの年次有給休暇取得状況ですけれども、133人の保育士さんが年次有給休暇を1117日取られました。平均で8日となっております。

次に、資料はございませんが、保育士養成課の訓練生募集について、ご説明いたします。前回、保育行政で説明しておりましたが、近畿大学の短期大学の保育課へ保育士養成課職業訓練生の募集の養成施設の依頼を行ってまいりました。決裁がございましたということで、県からの要請を受けて、保育コースを来年から受けるということの報告がっております。70名の学生さんプラスアルファとしてこの訓練生を入れるということになっております。

次に、待機児童対策の今後の方向性なんですけれども、10月1日から保育士就職緊急支援事業を実施いたしております。市報やホームページ、新聞社、そして小学校の保護者にも臨時保育士募集にあわせて周知を行っております。今のところ、お問い合わせはありませんけれども、ある保育所から11月1日から臨時保育士を雇いますというような問い合わせがきておりました。今後、16大学の保育士養成施設に出向きまして、案内をする予定にしております。

以上、説明を終わります。

○委員長

子育て支援課長、訂正箇所がありましたけれども、もう一度数字の訂正の説明をいいですか。

○子育て支援課長

失礼しました。4枚目の右の表の公立保育所の参加人員の職場研修のところでは167名を164名に、その下の267名を264名に、それと一番最後のページになります。臨時職員の(2)です。年額給与ですけれども、(3)ですが、このとおりに165万3177円で、先ほど言い間違えました。155万円と言いましたので。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

まず、市長にお伺いいたします。11月現在で135名の実質的な待機児童が生まれておりますが、この点についてはどのように捉えておられますか。

○こども・健康部長

9月に補正予算をお願いいたしまして、いわゆる実質的な待機児童がふえないようにということで、対応をしてまいりましたが、いま課長からの報告にもありましており、残念ながら今日までその利用があっていない。事実上、保育士の方が潜在保育士も含めて、おられないということで、大変厳しい状況にあるということを改めて認識したところです。現に今、順番をお待ちいただいている市民の皆さん、あるいは子どもたちに対して大変申しわけないというふうに思っておるところでございます。

○江口委員

それでは資料に従って順にお聞きいたします。資料の2ページ目、3ページ目に公立、私立の保育所、こども園の入所児童数がございます。先ほど、公立については保育士は確保できない、私立については、100%オーバーのところは23園中、13園あるんだけれども、こちらについても保育士は確保できないというところでの理由等、お伺いいたしました。ただ数字を見ていくと、例えば、公立の楽市保育所に関しては、90.8%なんです。筑穂の65.6%とならんで、公立の中ではかなり低いわけですが、この点について、どういった理由があるのか、お示してください。

○子育て支援課長

楽市保育所も保育士がおりませんので、それで受け入れからできていないという状況は同じです。筑穂も同じように保育士不足です。

○江口委員

ということは、100%利用定員があるんだけれども、それすら満たすような人事配置ができていないという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○江口委員

筑穂に関しては65.6%です。非常に低い数字なんです。これすらも必要な人員が配置できていない。利用定員の7割でさえも満足できる人事配置がなされていないということですか。

○子育て支援課長

残念ながらそのとおりです。

○江口委員

筑穂並びに楽市については、どのぐらいオーダーがあって、お断りされたのか、お手元にご覧いただけますか。

○子育て支援課長

10月1日現在での未利用児童数ですけれども、筑穂保育所は5名の未満児が入所ができない状況にあります。楽市保育所に関しましては、今のところ入所希望の方がでておりませんので、未利用児童は10月1日では発生しておりません。

○江口委員

ちょっと、ここを聞くつもりでは全くなかったんだけど、筑穂保育所に関して言うと、5名の未利用児がおられると、未満児の利用できていない方がおられるということなんですけ

れども、地理的な要因を考えると、ここは、ある意味、ほかの園から人を持ってきてでも、筑穂に関しては、受け入れを手配すべきではないのでしょうか。利用定員が160名あるんだけど、3歳未満児に関して、5名が待たれているわけですよ。この待たれている3歳未満の保護者の方々は多分筑穂のエリア内ですよ。そうすると、そこから行ける園というのはやっぱり限られていて、ほかのところもやっぱり厳しい状況を考えたら、特に地理的要因を考えると、こういったところで、特にほかと比べて明らかに低いですよ。片一方では、幸袋こども園は107.8%の受け入れができていますよ。言い方が悪いかもしれないんだけど、幸袋が107まで行かずに、それでも逆に筑穂の受け入れを上げるような人員配置をすべきではないかと思うんですが、その点はどうかお考えですか。

○こども・健康部長

ご指摘のような考え方もあろうかというふうに思っておりますが、1つには保護者の皆さんが、ご指摘の幸袋をご希望されているところが多いということですね。筑穂保育所でも、よろしいですかというご案内は、当然100%を超えているわけですから、私どももご案内はさせていただいております。しかしながら、やはりご自宅からより近いところ、あるいは通勤途上で近いところということから、ご希望が多いというふうに考えております。一方、筑穂については、どうしても地理的な要因があるということで、このような状況になっていると。筑穂のほうに保育士を配置すれば、このことについては解消するわけですが、残念ながら、繰り返しになりますけども、今日まで保育士の確保がままならない状況が続いておるということでございます。

○江口委員

保育士が足りない状況はわかるわけです。だけれども、充足させる順番があると思うわけですよ。配置する順番があると思うんだけど、定員の7割を切っているところで、ここでまだまだ待っておられるところに対してきちんとやるのが、100を超えるところ、100を超える余裕があるのであれば、そこの方々は、7割を切っている筑穂に持ってくるべきで、平恒もそうですよね。幸袋、平恒、そして庄内こども園、ここが100を超えるわけです。平均で93.1でしょう。これがまだ90ぎりぎりとかであれば、まだと思うんですけど、似たような感じであればまだと思うんですけど、明らかに差があり過ぎるわけです。この点については、しっかり考える必要があると思うんですが、副市長いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:31

再開10:32

委員会を再開いたします。

○こども・健康部長

本来、ご指摘のとおり、この私どもが所管します公立の園につきましては、入所率の平準化と言いますか、そのような考え方に基本的にたつて、受け入れをしたいというふうに考えております。これは当然のご指摘というふうに思います。しかしながら、繰り返しになりますけども、まずはどうしても保護者の希望にできるだけ沿うということがあります。当然、私どもとしては筑穂に行っていたきたいというのは、考え方としては当然ある話です。同様に楽市についても、まだ10%近い受け入れ枠があるわけです。ご指摘いただいているところについては、平恒もあわせて110%近くにまで膨れ上がっているわけですから、できれば、この2園ではなくて、それ以外の園に満遍なく行っていただくことによって、充足率も平準化がされるわけですね。それにあわせて保育士の配置というのは、公立の園ですから、可能なわけです。しかしながら、先ほども申しましたけども、どうしても保護者のご希望というのがあります。そのことに対応していきますと、結果的にこのような入所の状況になっておるということです。

このようなことも踏まえて、ご案内をする結果、現在先ほど課長が申しましたように、待っていただいている方も筑穂においてもふえてきておると。当初の段階では、筑穂については、ほかが待っておられる状況であっても、筑穂については待っておられる状況になかったということですが、ことしも11月になりました。この間で、徐々に未利用の方が筑穂においてもふえてきているという状況でございます。

○江口委員

何のかんの言っても、やっぱり結局、この率の差は厳然としたあるわけです。言われるように、公立の場合、人員配置は公立の中で動かしますよね。その分できちんと対応すべきである。特にこの数字はひどすぎる。もともと、この利用定員で160人、この筑穂は多いんですけども、これが妥当かどうかについても考えなおす必要はあるかもしれませんが、それにしてみても、現実にあなた方はこれを160で設定しているんだから、そうしたらせめて8割のお客様が来られたときには、受け入れができるようにしていないと、それはなんですかという話にしかならないと思います。その点については、きちんとした対応を求めていきたいと思います。公立、私立をあわせても、8月5日に前回、厚生委員会がありましたけれど、8月1日の数字が公立で91.8%だったのが、93.1%に1.3ポイントですね。対して、私立が101.0%だったのが、102.9%に、1.8ポイントの増にとどまっています。園を見ても前回と全く数字が一緒というのが、幾つかあるわけです。6園ぐらいですか。100%を超えて、人を入れていただきたいというのもわかるんですけど、果たしてそれが正しいのかどうか、しっかり考えていただきたいと思うわけです。先週、そして今週のあたまと決算委員会がありました。決算委員会に出された成果説明書の中に、私立保育所の施設型給付費交付事業と、そして公立保育所の運営事業に関する記載がございます。これを見ると、えっと思うところがあるんですよ。これを見ると、私立保育所のページは、目標達成度に関して、目標値としては入所率として110%を目指していただきたいと記載がございます。26年度の実績が114%だった。そして27年度の実績は108%だと記載がございます。対して、公立保育所の運営事業、こちらの目標数値は100%なんです。公立と私立で、目標とする入所率が違うわけです。これはどういった理由で、この目標数値が違うんでしょうか。

○子育て支援課長

利用定員と認可定員という定員数があります。私立保育園さんのほうは、利用定員が認可定員よりも少し下回って申請されているところと、利用定員と認可定員が一緒のところとかいうのもあります。公立の場合は、認可定員と利用定員が同じになっておりますので、年齢によって一人の面積が変わってきますけども、大体100%が利用定員、認可定員に設定しておりますので、そこに100%、110%の差というのはあるかと思えます。

○江口委員

苦しい言いわけに聞こえるんですが、今回、現在の数値を見ても、公立が93.1%で、私立については102.9%と、約10ポイント近い差があるわけです。ある意味、同じ仕事をして、現実が違う。そしてまた、目標数値が違うというのは、果たしてどうなんだろうと思わざるを得ません。

次に、4ページ目の研修の状況について、まずお聞きいたします。この研修に関しては、表題として、私立・公立保育所障がい児等人権研修状況となっておりますが、内容を見ると左の私立保育園部分に関しては、障がい児等人権研修に限らないものがあるのかなと思ったりはするわけですが、これは、研修全般に対する状況なのか、それとも障がい児等人権研修に限ったものか、まず確認をさせてください。

○子育て支援課長

障がい児に限ってのことです。障がい児も人権研修の中の1つに入っておりますので、人権という言葉を使ったのですが、これは障がい児のための研修として、私立、公立保育所の

職員が研修を行った数でございます。

○江口委員

となると、研修全般に関しては、これよりもまた別な数字が存在する。公立、私立ともにあるということでしょうか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○江口委員

そうしましたら、ぜひ次回で結構なんで、その数字もあわせて報告いただきたいと思います。そうしないと全体が見えませんかだと思います。その研修に関してなんですけれど、これは合同で研修をやっているケースがあるのかどうかを一点、それと研修に対して、公立は当然のことながら市費でやるんでいいんですけれども、私立のほうの研修に対して、補助等は出されているか、その二点お聞かせください。

○子育て支援課長

まず、補助ですけれども、保育協会のほうに15万円の補助を出しております。その中に研修も含まれております。それと合同での研修ですけれども、保育協会がやっている研修なども公立も入りますし、県でやっているものも公立も入りますので、合同でやっている部分もあると聞いております。

○江口委員

合同はあるんですね。保育協会に対する補助金が15万というお話がございました。その保育協会に対する補助金15万は、基礎としてはどのような内訳になりますか。

○子育て支援課長

申しわけありません、その基礎をちょっと資料として持ってきておりませんので、わかりません。

○江口委員

ぜひ、次回にでもないし、個別にでも教えていただきましたらと思っています。次に下の表です。特別に支援が必要な児童数及び加配支援保育士数について、お聞きいたします。公立、私立ともにある程度の数のお子様がおられ、それに対して、加配支援保育士数も入っています。この加配の基準というのは何らかの基準があるのかどうか。そしてまた、それに対して追加で配置しているので、費用としても措置がとられているのかどうか、お聞かせください。

○子育て支援課長

加配の基準といいますか、やはり、療育支援をするための療育手帳を持ってあったり、特別児童扶養手当の証書を持ってあったり、それと施設に入るための認可証、サービスを受けるための認可証とかを持ってある方達はもちろんですけれども、ほかに巡回相談というのがあります。とても気になるお子さんを保健師と臨床心理士によりまして、各園を回っております。そのときに園側のほうからこの子はちょっと特性がありますという子を見てもらって、そしてその後で、その子の支援を話し合うというようなことをやっていますので、基準としましたら、先生方が気になる子、そして、臨床心理士、それと保健師が行って、やはり特性があるなという子が、そういうところの基準と思います。

○江口委員

そういった形で、それぞれの園が療育手帳なり、そういった認可証、そしてまた巡回相談等々で実態をつかんだ。そして、こういった子どもたちが、こうやって数がおられたら、必ず加配をしてくださいという基準があるのかどうか、それとも、そこで追加で人を配置しようとする、しないに関しては、基準がなくて、それぞれに任されているのかどうか、その点はいかがですか。

○子育て支援課長

療育支援加算というのがありまして、その療育加配をする子どもたちに保育士が一人ついたら、その一人に対しての市町村の判断や療育手帳などを持ってある方とかに対しまして、つけてあげたら療育加算というのがつくようにはなっておりますけども、そこを絶対つけなさいよというようなことはないと思います。そういうところでの基準はないと思います。

○江口委員

思いますというのが、ちょっと気になるんですが、療育手帳を持っておられる方々に対して、人員配置を一人プラスをしたら療育支援加算が制度としてある。これは給付として、制度としてあるという理解でよろしいですね。それ以外については、給付の制度はあるのか、ないのか、またそれともう一点は、その基準については、先ほどこういった子どもたちがいたら必ずプラスでやりなさいという基準がないというふうな理解でいいのか。その二点お聞かせください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 48

再開 10 : 49

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

次に、財務諸表について、お聞きいたします。この財務諸表に関してなんですが、まず、事実の確認から、くすの樹会、並びに嘉穂郡社会福祉協会に関してなんですけれど、これは、ここに書いてある保育園、くすの樹会であれば、あじさい保育園並びに鯉田保育園、この2園のみの記載なのか、また嘉穂郡社会福祉協会については、つばみ保育園のみの記載であるという理解でよろしいのかどうか、そこからお願いします。

○子育て支援課長

くすの樹会につきましては、飯塚市以内にあじさい保育園、それと鯉田保育園があります。横浜のほうにも保育園があるかと思っておりますので、全部の保育園の財務諸表です。それと嘉穂郡社会福祉協会につきましては、嘉麻市のほうにも施設をもっておりますので、その施設を含めたところでの財務諸表です。

○江口委員

次に、人件費の部分に関して、資料を出して、パーセンテージを出していただいております。そして人件費率が低い理由として給食を外部委託しているためというお話がありましたが、この給食を外部委託している園としては、どこが該当するのか、おわかりでしたらお示してください。

○子育て支援課長

私が知っている範囲では、東雲会、愛の光会、それと常葉会です。

○江口委員

8月の厚生委員会の中で、市として補助を出す、出さないのときにも、やっぱり先方さんにも努力をしていただかなくてはならないというお話しがございました。この財務諸表の中に積立金の欄がございます。この積立金、人件費積立金、そしてまた人件費以外の積立金等々もあるわけですが、財務諸表を見て、この人件費の積み立て並びにそれ以外の分も含めて、この積立金の額に関しては、十分な資産があるという理解をされているのか。それともそうではないのか、その点についてはいかがですか。

○子育て支援課長

一定程度は必要かなと思いますし、あるんだろうと思っています。

○江口委員

十分過ぎる積み立てを持っておられるという判断をされているのか、それともやっぱり先々、

例えば子どもが減っていくわけですよ。そういったときのために、そしてまた施設改善が必要になってくるためのために積み立てているお金であり、これについてはやっぱり、それ相応の理由があって、過大な積み立てをしているという判断なのかどうか、その点についてはいかがですか。

○子育て支援課長

社会福祉法人ですので、過大な積み立てはされてないと考えています。

○江口委員

次に、私立保育士の処遇等状況並びに公立の処遇等状況について、お聞きいたします。常勤保育士の初任給を見ると、公立も私立もそんなに変わらないわけです。若干、私立が高いような状況にあります。他方で常勤保育士状況を見ると、金額は大きな差が出てくる。そしてまた、勤続年数も大きな差が出てくるわけです。このあたりについては、どのように判断なされていますでしょうか。

○子育て支援課長

公立の保育士のほうですけども、やはり公務員ということで、毎年毎年、年俸も上がりますので、この差というのは仕方ないかなと思います。

○江口委員

横から仕方ないという、声もありましたが、果たして本当にこれが仕方ないと言っているのかどうかというのは、ちゃんと考えていただかなくてはならないと思っています。世間の相場と比較をすると、安いというのに関しては、市長もお認めになったとおりであります。片一方で安いだけではなくて、勤務が厳しい、きつい、そしてまた帰れないという話がございますが、有給休暇については、出していただきました。常勤の保育士の方々、私立の平均で8日、公立が6日であります。公立の臨時職員については8日というふうな形なんですけど、片一方では、平均としては8日ではあるんですけど、園によっては2日未満というのが1カ所あるわけです。こうやって大きな差があるわけですが、2日未満であるとか、そういった少ない年次有給休暇しかとれていない園、これの何らかの理由はつかんでおられますでしょうか。

○子育て支援課長

2日未満の保育園ですけども、そこは週休2日でやっているというところで、普通の休暇、年休が消化されていないというふう聞いております。

○江口委員

公立は、週休はどうなっていましたか。

○子育て支援課長

月曜から金曜までです。それで月に22日ぐらいの臨時職員は勤務をしております。公立職員は週休2日になっております。

○江口委員

公立保育所については、週休2日が全体としてなされている。今2日未満のところは、これは週休2日なので、ちょっと取れないんだよというお話がございました。週休2日を取っておられる園というのは全体のうちのどのぐらいあるのか、把握されておられますか。

○子育て支援課長

把握しておりません。

○江口委員

あとですね、働き方の議論をするときに、もう1つ必要になるのが残業であります。休めるかどうか、帰れるかどうかの話があるんですけど、この残業については、公立、私立についてはどんな状況か、把握がなされておられたら、ご案内ください。

○子育て支援課長

申しわけありません。残業、時間外勤務については、把握しておりません。

○江口委員

やはりそこら辺の把握も必要なんだと思っています。8月5日の厚生委員会のほうに私立保育園の代表者との協議内容について、資料を出していただきました。それからまた、いまは11月ですので、3回ぐらいあっているわけですが、そのあいだに飯塚市としても一定程度の、9月補正において対処をしてきたわけでありましたが、そういったことも含めて、私立保育園の側から、どういったお話があっているのかについて、ご案内ください。

○こども・健康部長

9月の補正のことにつきまして、緊急対策ということで、補正予算で可決いただきましたが、このことにつきましては、代表者会議、また私立保育園の園長会議において、ご説明をし、ご利用いただくようにということでご案内をさせていただきました。おおむね、いい方向で受け入れていただいたというふうに思っております。ただ、残念ながら、今日まで結果としては、保育士不足ということからご利用に至っていないということでございます。

○江口委員

8月の資料に出されている点が、何点かあるんですが、それ以外にまた、こんなこともというようなお話があったのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○こども・健康部長

これ以外にも補助をしてほしいという要望はいただいております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:01

再開 11:02

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

9月はしておりません。8月と10月で代表者会の意見交換会を催しております。8月9日につきましては、今後の補助事業ということで、保育士の補助員の事業、それと奨学金の貸付事業、これは県になりますけども、その事業についてのご説明などを行っています。また療育加算の説明も少し行っています。それと10月につきましては、厚生委員会のきょうの資料ですけれども、その資料を出したいのをお願いするというのを説明しております。それと緊急支援の事業の説明と10月1日のこども園の入所状況と12月から入所の申請を行いますので、申請についての説明も少し行っております。

○江口委員

いま8月の分で、今後の部分に関して、保育士の補助員、そして奨学金の貸し付けの件、それと療育加算の分に関して説明をなされたというお話がありました。片一方で、部長が言われたのは、今回の補正以外にも補助の要望があったというお話がありましたけれど、要望があったのはどういった要望があったのでしょうか。

○子育て支援課長

保育園の園長さんの会議のときに、保育士緊急支援事業のご説明をしたときにですね、待機児童というか、未利用児童を解消するためには、保育士を4月1日から確保をしていないと、こういう保育士が集まらない状態だったら確保していないと未利用児童の解消にはつながりませんと。1人しか入れないところを3人確保するためには、その2人分というのが、まるっきり園からの実費になりますので、そういう所を考えていただいたらいいですがという要望がありました。

○江口委員

最初の説明の中で、職業訓練に関してお話がありました。近畿大学の短期大学の分です。今おられる70名の学生の募集枠以外に枠内で設けたいというふうな形だったかと思うんですが、

その人数の見込みがどの程度あるのか、また、決裁がおりましたというお話しがあったんですけど、何の決裁かなと思いますので、どういった状況なのか改めてお聞かせください。

○子育て支援課長

失礼しました。決裁というのが、近畿短期大学のほうの決裁でありまして、本部のほうからの、この事業に対しての決裁がおりましたので、事業を実施したいという旨の報告を受けております。いま短期大学の保育士養成の学生さんは70名を募集されているんですけども、マックスプラス10名で、この職業訓練コースを実施したいというふうなことを言われています。ただ、県のほうの枠がありますので、これが10人というわけにはいかないかと思っておりますので、そこは県と短期大学との交渉だと思っております。

○江口委員

まずは大学側として事業ができるに環境になったということに関しては、素直に喜びたいと思います。そして、マックス10名というお話がございました。県と大学との話しという話でありましたけれども、飯塚市としても、これだけの待機を抱えている以上は、どうやって保育士を確保するか、そういった中では、これが2名なのか、10名なのかでは、8名このエリアから育成される保育士は変わるわけでありまして。ぜひ、マックスに近いところを県のほうにつけていただけるように、県のほうにお願いをしていただきたいと思いますが、その点よろしいですか。

○子育て支援課長

この件につきましては、短期大学のほうに飯塚市のほうから、ぜひこのコースを設けてくださいというような要望に行きましたので、すいません、先ほどは変なことになりましたが、私のほうからも県のほうにはぜひ10名というところまで、なんにしても多くしていただきたいというのを要望いたします。

○江口委員

ぜひ、強力にお願いしてください。先ほど私立の協議の中で、これ以外の補助の要望に関して、年の当初から人員を抱えられるようにというお話しがございました。片一方で、この全国的な保育士不足に対して、いろんな動きがあっているわけですが、国の動向としてはどのような動きになっているのか、つかんでおられる範囲内で結構ですので、お聞かせください。

○子育て支援課長

来年度の保育士さんの賃金を、私立保育園ですけども、6千円アップするということは聞いております。それと中堅の職員の方の賃金の上乗せというのも聞いておりますが、どれほどの金額かというのは、ちょっとわかりません。

○江口委員

平均で6千円アップする。中堅が数万円というお話も報道等ではあったかと思えます。ただ、それが乗ったからといって、じゃあ、保育士全体の処遇が、ほかの産業と比べて見合うものとなるかどうかに関しては、まだまだ厳しい状況であると思えます。そうなったときに、厳しい中でも保育士という職業を選んでいただける方々がおられるわけですけども、その中で、じゃあどこでやろうかという問題になるかと思うんですね。そうなったときに、飯塚市としては支度金並びに引っ越しの費用に関して、ご用意させていただくわけですが、果たしてそれだけで足りるのかどうかということが問題になってくるかと思えますが、今後、9月補正はああいった形でやったんだけど、それ以降年度内に追加の支援策を行う考えがあるのかどうか、またそして、来年度に向けてどのような支援策を考えておられるのかについて、ご案内ください。

○子育て支援課長

年度内にまた新たな事業というのは、今のところ計画はございません。来年度に向けましては、保育士の働く環境を改善しようというところでの検討をしております。

○江口委員

残念ながら年度内についてはないんですけど、来年度については保育士の働く環境を改善したいということは、給与の上乗せとかいう部分を考えておられるという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長

給与の上乗せは国のほうがやりますので、働く環境というところで、別の働く環境というところで考えております。

○江口委員

保育士を選ばれる方々が、そしてまた、ここにおられる保育士の方々が、よそのほうがいいよねと言われないような環境整備が必要である。そこに関しては給与の上乗せという部分も当然のことながら、視野に入れて検討していかなくてはならないと思っています。十分な検討をお願いいたします。そして、国の動向の1つは、企業が事業所内保育所をつくるのに対して、かなり補助を出すように変わりました。そして、その補助が単年度ではなく、ある程度の年数になるわけですが、これについては市とか県の枠を飛び越えて実現できるようになっています。そこら辺に関して、飯塚市内で企業の動き等に関しては、何らかのものがあるのかどうか、お聞かせください。

○子育て支援課長

企業内保育所につきましては、市とまた直接関係ありませんといったら申しわけないんですけども、国との関係でありますので、そういう把握はしておりません。

○江口委員

確かに市が関与できるところはないんですけど、現実その動きをつかんでいないと、やはり難しいんだと思います。保育士の基準とかも大分違うわけですよ。そういったことを考えると、つかんでないというのは、ぜひ、つかんでいただけるようにやっていただきたいと思います。もう1つは、認可外の施設がございますが、そちらに対しては、何らかの支援策を考えていただきたいと8月の委員会でもお話をさせていただきましたが、その点についてはどのようなおられますでしょうか。

○子育て支援課長

申しわけありません。1園の副園長、女性の方にはお会いしたんですけども、ほかの園にはすいません、まだ回りおおせていませんで、情報はつかんでおりません。

○江口委員

情報をつかんでなくても、支援策を考えていただけていたらいいんですが、その点はいかがですか。

○子育て支援課長

認可保育所につきましては、飯塚市が直接にかかわって指導もして行くんですけども、認可外保育所に関しましては、そこそこのやり方で託児みたいなところもありますし、とても充実されているところもあるかと思っておりますので、かかわりはやっぱり難しいかと思っております。

○江口委員

その難しい中で、いろんな自治体は独自の基準をつくりながら支援策をやる。その支援策をやることで、ある意味、どういった保育をされているんですよということを保護者の方々に情報提供している。また、保護者の負担を減らしているんだと思っています。都の認証保育所なんかはそうでしょう。横浜保育室もそうですね。ぜひ、その点について再度、きちんと考えていただきたいをお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

待機児童が135名ということで、随分ふえております。これに関して、園の受け入れ体制

の規模もあるでしょうけれども、本人が第1希望なり、第2希望なりに当てはめた場合に、保育士不足、保育士不足と言われるけれど、一体全体、大体何人の保育士がいれば、これが解消できるのかということがわかりますでしょうか。

○子育て支援課長

135名の未利用児童がおります。0歳児が64名おります。それで、3名の0歳児に保育士が1名必要ですので、それから換算しましたが、22名、それと1歳児が35名おりますので、6人に1人ですので、それから換算しましたら、6名というふうになりますので、数多く必要です。

○宮嶋委員

いま既にそれぞれの園に0歳児から3歳未満児までの子供たちがいるわけですから、うまいぐあいに当てはめれば、もっと少なくても済むのかもしれないし、子どもの年齢は随分移動すると思うんですけど、今言われた22人と6人で28人、この人数を確保すれば、解消できるということになるんですか。

○子育て支援課長

各園、それぞれ事情があります。それで、1人雇ったら3人入れるわけですけども、これは単純に、135名の人数で考えました人数ですので、それ以下になることはと思いますけども、答えにちょっと困りますね。

○宮嶋委員

できたら少ない人数でカバーできるような方法で割り当てていくということで、最低どのくらいの人数がいるのかなというふうに思ったんですけど、それと、基本の基でいくと、今ごろ聞くのかと言われるのかもしれませんが、こういう事態に、未利用者がふえるという事態になった、本当に大きな原因というのがどこにあるのかというのは分析されているのでしょうか。保育士が単に少ないと言われてはいますが、突然保育士の数が減ったわけではないんじゃないかなと思います、その辺も含めてお願いします。

○子育て支援課長

制度的に子ども・子育て支援新法ができて、入所要件が緩和されたこともあります。それとやっぱり保育士が徐々に不足してきたことは否めないというか、昨年も一昨年も保育士、臨時保育士さんの確保というのは、公立保育所でも、とても困難でありました。ですから、やはり保育士の環境改善というか、保育士になりたいという子どもさんたち、またなっても、きつからやめるという保育士さんたちも多くいると思いますので、そこら辺が関係していくんじゃないかなと思います。

○宮嶋委員

結局、新制度に移行して緩和されて、希望しやすくなったというところにあります。その新制度に移行するためにこういう事態が起こるであろうということを考えて、国がいろんな施策をしていかなければならなかったことをしなかったというのが原因ではないかなという気もするんですけど、その辺では国とか、主に国なんだろうが、国にどういう要望を出せば、この問題が解決するのかというところ辺はどう考えてありますか。

○子育て支援課長

単なる賃金アップだけではやはり難しいと思います。これだけ女性が働いていく中で働きやすい環境をつくる中で、子育ての環境というのはとても重要なことですので、子育て環境で保育士の働く環境もすごくよくするようにしなければいけませんし、保育の質も上げなければいけないというふうに思っています。トータル的なことをしないと、もうこの保育士不足というか、待機児童を抑えるというのはできないと考えます。

○宮嶋委員

やっぱり、国がもっと賃金の問題についてもそうですけれど、国が財政支援の面でやはりや

っていかないといけないんじゃないかなというふうに、制度を新しくつくった割には、その辺の整備がきちんとできてなかったんじゃないかなというふうに思っています。それと先ほど、江口委員が聞かれていた分の支援が必要な児童数の加配数のところなんですけど、ちょっとよく意味がわからないんですが、特別に支援が必要な児童数49人、加配保育士が5人ということなんですけど、子どもたちがどういうふうに、私立、公立の人数は、決まった保育園に入っているのか、保育士はどういう理由で、そこに配置されているのかという、この人数の配置をちょっと教えてください。

○子育て支援課長

公立保育所につきましては、とても特性のある子どもさんに関しましては、保育士が見て、また病気があるお子さんに関しても担当医のお医者さんの指導も受けまして、保育士を一人確保したりして、加配しております。私立保育園に関しましては、療育手帳を有しているお子さんでも、気になるお子さんがいらしても、そこは保育士さんの多分力量とかでやられているんじゃないかなと考えます。ですので、見ましたら3人に対して1人つけてある保育園もありますし、療育手帳をもってあるけれども、保育士を加配されていない保育園もございます。

○宮嶋委員

そういう特別に支援が必要な子どもさんを引き受けてある園というのは、特別にどこと、どこと、どこというふうには決まってないわけですか。ばらばらに入っているわけですかね。

○子育て支援課長

各園、気になるお子さんたちは入所されておりますので、どこと、どこという特定のところに入っているわけではございません。

○宮嶋委員

でしたら、5人しかいらっしゃらない保育士さん、園によって加配をつけているところとか、全然つけていないところでは、必要な子どもさんなのに、そういう特殊な加配がされてない園のほうが多いということなんですよ。

○子育て支援課長

園の状況にもよりますけども、またそのお子さんがどの程度の特性があるかというのも、私どもはちょっと把握しておりませんので、わかりませんが、4人の子どもさんに1人、その園が独自でつけて見てあるというのが、3園ほどあります。

○宮嶋委員

公立と私立で随分人数が、公立の場合は20人に対して16人の保育士さんの加配があっているわけなんですけど、私立の場合は、加配がないということでは、もっと加配をふやすということら辺の努力というか、これは市として力を尽くすことができないんでしょうかねと思います。

○子育て支援課長

運営費の中に療育支援加配という項目がありまして、加算される分がありますので、その基準が市で決めていい基準になっております。たくさん金額じゃないんですけども、その基準を決めて、そして加配をつけやすいようにしていきたいと考えております。

○宮嶋委員

結局、園のほうで工夫しないとなかなかそういうふうにはならない。市から出る部分というのは金額が決まっているでしょうから、ということですかね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○森山委員

子育て支援課の皆さんは、日ごろから大変なことだろうと思いますけれども、本当にご苦労様です。しかし、もう少し我々が質問するときには多分こう言ったら、こうくるだろうというぐ

らしい形で、もう少し詳しく、大変忙しいかと思えますけども、もうちょっと幅広く調査をされて、お願いしたいと思っております。それと先ほどからずっとお聞きしておりますけれど、これはお願いでございますが、国も6千円出すということになれば、飯塚市も、市長、副市長をはじめ、来年度について、やっぱり私立に6千円を出すなら、市のほうも5千円でも出そうかというぐらいの予算が組めないのか。大体20数名になると、1億1千万だったか、大体1カ月1千万ぐらいの予算がはじけるのかどうかわかりませんが、それも含んだ中で、将来的に子どもたちは大事に育てていかななくては、私みたいに片足を棺桶に突っ込んで人間もいますけれど、もう少しそういうところも含んだ中で、本当にこの飯塚市を考えるなら、子育てというものがいまからメインになると思えます。あなたたちの課も大変忙しいと思えますけれど、もう少し資料の問題とか、説明の問題も、もうちょっとわかりやすく、詳しく説明していただければ、僕らもなかなか、こうだったということを、まあ勉強もしていますけれど、なかなかわかりにくい点もありますし、できるならなるべく資料があったほうが、課長が説明されるときでも、理解しやすいし、質問のほうもですね、やりやすいだろうと思っております。最後に、執行部の皆さんにもう1つお願いをしたいのは、国が出すならば、市のほうも少し援助できるような形で、子どもたちが安心して入れるような園づくりにご協力していただくことをお願い申し上げまして、終わります。

○宮嶋委員

どうしても何か保育士不足でということで、保育士のほうだけに目がいっていますけど、今ここで11月1日現在で135人利用できていない子どもたちがどうしているのかというのが、ちょっと気になるんですけど、4月の48名、5月の64名、中身はいろんな都合で変わってきているんだろうと思えますが、追いかけて調査というか、135人、一人一人が今どういう状況にあるのか。来月もこの方たちが、やっぱりまた未利用になるのか、どこかに入れたのか、例えばだれかに預けるとか、別の方法になったのか、そう意味では母親がもう仕事をやめてしまったのかとか、そんなのをぜひ、いま言われたように大変お忙しいでしょうけども、この利用できていない子どもたちに目を向けて、それぞれをずっと追いかけていただきたいと思うんですが、そういうふうなことでされているのかどうか、先にお聞きします。

○子育て支援課長

入所のときに、いまどうされていますかというのを聞いたときにですね、いまお母さんに預けていますとかいうようなことに○印をつけたりしますので、多分入所が決まらなかったら、その通り一時預かりに行ったりとかされているんだろうと思うんですが、追跡調査というのも、ちょっと延び延びになっておりますので、ちょっとやっております。11月には、ぜひ追跡調査、実態調査をしたいと考えております。

○宮嶋委員

ぜひ、市長には人員配置もお願いして、そういう調査をする方というふうなことで、ぜひやっていただきたいと思えます。今一時預かりもなかなか定数がいっぱい、急用ができたとか、そういう特別に臨時で仕事に行かないといけないというお母さんたちもいらっしゃるんですけど、もう本当に預けるところがなくて、親せきを頼ってとか、子どもをたらい回しみたいにして、何時から何時はどこに預けてとかいうような工夫を皆さんされているんですよ。ぜひ、待機をなくするというだけでは特に、この子どもたちがどういう状況にあるのかというのは、ぜひ調べていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

加配支援保育士に関してなんですが、私立で5名、そして公立で16名おられます。この方々の中で、給付がなされている分、例えば交付税に加算されていないし、施設給付費に加

算されているという方がおられたら、ご案内ください。

○子育て支援課長

療育加算されている方はいらっしゃいません。園はありません。公立はですね、国、県からの補助がありませんので、そういう補助はありません。

○江口委員

公立のほうに関しては、交付税の算定基礎とかいうのもないという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長

申しわけありません。交付税算定に、この保育費用というのは、入っております。16人分全部入っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 11:34

再開 11:42

委員会を再開いたします。

次に、「地域支援事業について」を議題といたします。「認知症施策推進事業・生活支援体制整備事業について」、執行部の説明を求めます。

○高齢者支援課長

本市が実施しております、認知症施策事業及び平成29年度から実施を予定しております、生活支援体制整備事業、また、平成29年度からの地域包括支援センターの設置と、最後に、これも来年度からの実施予定でありますフレイル予防事業、以上4点について、説明させていただきます。

それでは、配付させていただいておりますA4横2種類の資料に沿いまして、説明させていただきます。ホッチキスどめ資料の1ページをご覧ください。

本市が現在実施しております認知症施策について記載しておりまして、事業名、実施を開始した年度、内容について列記しております。平成27年1月、厚生労働省及び関係府省庁により、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定されました。「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて」という副題がついておりますこのプランは、「医療、介護、介護予防、住まい、生活支援」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現を目指す中で、認知症についての取り組みのモデルを示しているものです。プランに示されている具体的な事業については、本市におきましても順次実施してきたところです。

成年後見制度利用支援事業をはじめとする、各事業、開始年度、事業内容につきましては、資料でのご確認をお願いしまして、説明は省略させていただきます。本市が実施しております認知症施策については、振り返りを行うとともに、よりよいものとなるよう検討を重ねております。それぞれの実施事業については、今後もより効果的な方法により事業充実を図っていきたいと考えております。

資料の2ページをご覧ください。生活支援体制整備事業について、説明させていただきます。

平成27年3月に厚生労働省より示されたガイドラインには、平成30年3月までに各自治体が「生活支援体制整備事業」を実施することが示されております。

この事業は、地域内での社会資源の把握、関係者のネットワーク化、地域課題の抽出、解決

のための方策検討などを行うために実施するものであり、中心となって事業をすすめていく「生活支援コーディネーター」と、地域の代表として検討をしていく「協議体」を配置するものです。このコーディネーター及び協議体は、市全体を掌握する第1層と、日常生活圏域中学校区域となります第2層に配置することとしております。

本市においては、平成29年度は第1層については市が直接実施し、第2層については、委託によるもので検討しております。各圏域において各団体の協力や団体間の連携が必要になることから、全圏域に一斉に配置するのは難しいと思われましてことから調整がついた圏域からの開始となりますが、3年間を目途に全域での配置を目指しております。

生活支援体制整備事業には、住民の支えあいによる支援事業も含まれており、具体的に申しますと、サポーターによる高齢者に対する支援であり、例えば定期的な訪問や電話による見守り、電球替え、洗濯物の取り込みなどのホームヘルパーさんに頼むほどではない支援となります。このサポーターを養成する講座の開催や、支援を必要とする人とサポートする人をマッチングする機能をもったセンターの開設について、委託の方向で検討しております。このサポーター制度については、支援が必要な方を支えていくことで、元気な高齢者が生きがいを持って、生き生き暮らしていくことにもつながると考えております。

続きまして、別につけております資料となりますが、平成29年度からの「地域包括支援センター」の設置について説明いたします。本市においては、今年度より地域包括支援センターの一部委託による設置を行っており、「二瀬地域包括支援センター コスモス苑」「穂波西地域包括支援センター つばき苑」「筑穂地域包括支援センター」を開設しております。

平成29年度はその3つのセンターに加え、さらに3センターに業務委託を行います。9月議会において、委託の準備のため「債務負担行為」の承認を受けましたことから、10月25日に委託契約いたしました。委託先については、幸袋地区については「いずみ福祉会」、飯塚東地区については「親孝会」、穎田地区については「かいた福祉会」となっております。新しく地域包括支援センターを委託する団体に対しましては、円滑な移行となるよう努めてまいります。

恐れ入りますが、ホッチキスでとめております資料に戻っていただきまして、資料の3ページをお願いいたします。最後となりますが、来年度から介護予防の取り組みの一つとして、フレイル予防事業を実施することとしております。「フレイルって何だろう」の表題があります資料をご覧ください。そこに記載もございまして、「フレイル」とは「虚弱」という意味で、健常な状態と要介護状態の中間の状態のことでありまして、そのフレイル状態を早期に発見し、早期に対応することで要介護状態に至るのを防ぎ、健康寿命を延ばすことができるとされております。フレイル予防では、栄養・運動・社会参加という三つの柱をバランスよく実践することが大切であるとされております。

本市において実施を予定しておりますのは、東京大学の飯島教授が提唱されております「フレイルサポーター」を活用した「フレイルチェック」による「フレイル予防」です。具体的には、住民が講習を受けて「フレイルサポーター」となり、いきいきサロン等において「フレイルチェック」を行います。このチェックは半年ごとに行う予定としており、このチェックによりフレイル状態であると判断される場合には、市独自の予防教室等の実施により、要介護状態にならないようにしていくものです。

現在、千葉県柏市や神奈川県茅ヶ崎市において「市民のための、市民の手によるフレイル予防」事業ということで実施されており、本市でも、先進地の実施状況を参考にして、事業に取り組んでまいります。

以上、簡単ではございましたが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許し

ます。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

フレイルという目新しい言葉が私にとっては出てきたんですけど、こういうのを見るというか、仕組みとしては、どういうところが、どういうときにこういうフレイル状態にあるというふうに判断するとか、そのあと、どういう援助をするとかということ、地域包括支援センターで行われるんですか、どういうふうにするんですか。

○高齢者支援課長

こちらのフレイルチェックにつきましては、地域包括支援センターが行うというものではありませんで、サポーター養成というのをまず行っていきます。そちらのサポーター養成は、現在、飯塚病院のほうで、ことしから試行的にされておりますので、同じような形で来年からも実施していく予定です。自治体にはフレイルサポーターというのは、一般市民の方がされるのが最終目標になりますので、そちらのほうでそういう方を養成するのを市としてはサポートしてまいります。

○宮嶋委員

ということは、高齢者支援課が窓口になって、こういうのをやっていって、地域でそういうサポーターの組織づくりみたいなのをされるということですか。

○高齢者支援課長

高齢者支援課のほうで、まずサポーターを集めることと、それとどちらの団体、例えば、いきいきサロンですけれども、どちらのサロンのほうに行っていただくとかいうのを調整しながらやってまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

このフレイル予防は、さきの9月議会で確か兼本議員が質問されておられたかと思うんですが、何ともこの横文字というのはどうなんだろうねと、思わざるを得ないんですよ。何か適当な日本語はないものだろうか、活力低下でいかなのかなと思ったりはするわけです。それは置いて、一点だけ確認なんです、1ページの地域支援事業の下から2番目、認知症初期集中支援チーム設置事業、ここで委託先が認知症サポート医及び見立病院となっているんですが、そこはなぜ田川なのかなと思うんです。飯塚市の中にはないのかなと思うんですが、そこら辺の理由をお聞かせいただけますか。

○高齢者支援課長

こちらのほうは委託という形で見立病院になっております。見立病院の現状といたしましては、サポート医とチーム員というものがなくなってまいりますが、そのチーム員は研修を受けたものということになっておりまして、現在のところ、飯塚市には、存在しておりませんので、こちらのほうは事業をことしに始めたばかりですので、今年度は見立病院に委託という形になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市立病院の現状について」報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市立病院の現状について、ご報告いたします。資料の1ページをお願いいたします。

まず、医師数及び看護師数の状況について、ご説明をいたします。医師数でございますが、平成28年4月1日現在と28年10月1日現在について、数値を記載しております。これを比較いたしますと、内科で常勤が1名の減、整形外科で常勤が1名の増、リハビリテーション科で常勤が1名の減、眼科で非常勤が1名の増となっております。その他の診療科には増減がございません。以上によりまして、常勤29名、非常勤38名となり、常勤が1名の減、非常勤が1名の増となっております。

次に、下の段に看護師数について記載をしております。同じように右側でございますが、これが10月1日の状況でございまして、正規職員が4名の増、臨時職員1名の増となっております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。2ページでございますけれども、28年度の診療科別の患者数の月別の推移表でございます。左から4月から順に8月まで、それと4月から8月の合計等を記載しております。また、各段上段から、内科、外科、眼科の順で禁煙外来までと合計の延べ患者数、1日当たりの患者数、病床利用率を記載しております。1日当たりの患者数で見ますと、28年度につきましては、4月では入院が184.7人、外来413.0人、病床利用率が73.9%でございましたが、8月には入院で200.7人、外来で439.7人、病床利用率80.3%となっております。この間の平均患者数は入院で187.3人、外来で428.7人、病床利用率74.9%でございました。これを前年度同期と比較いたしますと、右端の欄になりますが、入院で4.4人の減、外来で9.3人の増、病床利用率では1.8%の減となっております。また、診療科ごとに前年度同時期と比較をいたしますと、主に入院では、整形外科、脳神経外科、内科で増加をしております。リハビリ科、外科では、減少をしております。以上で市立病院の医師数、患者数の状況について、ご報告を終わります。

次に、市立病院一部建て替え事業についてでございますが、残事業であります、北棟、東棟の改築、老朽施設の解体、外構工事のうち、北棟、東棟の改築、ボイラー棟の解体は現在、着手をしております。恐れ入りますが、資料の3ページをお願いいたします。現在、着手中の工事のうち、飯塚市立病院改修工事におきまして、既にご報告をいたしておりましたが、西病棟解体に際し、地下から構造物が出現したため、全体のスケジュールの遅れが生じております。そこで資料のとおり、外構工事の一部を改修工事とあわせて行うことで、予定どおり、年度内にグランドオープンにこぎつけたいと考えております。予定では、現在進行中のボイラー棟、中央棟の解体後に、一斉に外構工事を行うこととしておりましたが、この外構工事を分割し、既に完成しております、新本館と北棟の周辺の外構工事については、市立病院改修工事に加え、早期に着手しようとするものでございます。なお、これによりまして、全体の事業について、増額等になるものではございません。現在のところ、グランドオープンは平成29年3月に予定をしております。

以上で、一部建て替え事業についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

1点だけ、この外構工事なんですけど、通常、この改修工事を受けておられる業者さんがやるような業種のものなのか、それともそうではないのか、その点だけお聞かせください。

○健幸・スポーツ課長

当初の予定は、一斉に土木工事として発注する予定でございました。今回は分割した部分に

については、改修工事の中に含めて発注するようにしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

2 ページ目の患者数のところですけども、このリハビリ科の入院がゼロになっているというのは、どういう理由なのでしょう。

○健幸・スポーツ課長

リハビリ科につきましては、現在、常勤医がございません。常勤医がいない場合には、入院ができませんので、常勤医がいなくなりました4月以降につきましては、現在、リハビリ科による入院はゼロというふうになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「民間住宅家賃等に係る代理納付の実施について」、報告を求めます。

○保護課長

生活保護における住宅扶助費について、民間住宅家賃の代理納付を、別紙資料「飯塚市民間住宅家賃等代理納付事務取扱要領」に基づき10月1日から開始いたしましたので、ご報告いたします。

生活保護法における住宅扶助費は、被保護者に給付することが原則であります。その用途を限定されているにも関わらず、本市においても一部の世帯においては家賃等の滞納が発生している実情がございます。

本来、住居に関するトラブルは、家主と入居者である被保護者との間で解決すべき問題であります。家賃等の滞納は、家主における被保護者への不信感や受け入れ拒否、最終的には強制退去につながる場合もあり、生活保護法の適正執行及び他の被保護者の安定的な住居確保を阻害することが懸念されることから、住宅扶助費は的確に家賃支払いに充てられる必要がございます。このため関係法令においても、生活保護法第37条の2及び生活保護法施行令第3条において、住宅扶助費、共益費については、被保護者以外への家賃等の支払が可能となっております。また、厚生労働省社会・援護局保護課長通知において、家賃等を滞納している被保護者への積極的な代理納付の活用、家主に対する家賃滞納リスク解消、被保護者の居住の安定や居住先確保支援への取り組みへの留意事項が通知されているところでもあることから、民間住宅家賃等の代理納付について、「飯塚市民間住宅家賃等代理納付事務取扱要領」を定め、平成28年10月1日から開始したところでございます。

対象者は、家賃滞納者のうち家賃納付指導によっても改善されない者及び福祉事務所長が認めた者としており、代理納付の方法につきましては、現状はシステムが対応しておりませんので、人的作業で行っております。このため、作業の都合上、当面は窓口支給世帯に限定して家賃のみの代理納付からの開始としております。

対象世帯は、先ほど申しあげましたように、原則として家賃を滞納している世帯としておりますが、福祉的観点から見ますと、将来的には、高齢者世帯、障がい者世帯等に、この代理納付を活用することで、日常生活に利便性をもたらされるものと考えております。

しかしながら、これら多数の世帯への代理納付制度の活用につきましては、新たにシステム対応が必要となってきますので、今後、費用対効果を十分に考慮しながら、経費面を含め関係各課と協議を行ってまいりたいと考えております。

保護課といたしましては、今後、民間住宅家賃等の代理納付を実施することで、より一層の生活保護適正化の推進と被保護者の安定的な住居確保に努めてまいり所存でございます。

以上、簡単ではございますが「民間住宅家賃等に係る代理納付の実施について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

当面はシステムが対応しないので、人手でやるというお話でございました。どの程度の割合が、この代理納付でなされるお見込みですか。

○保護課長

現在の対応ですが、滞納世帯を測りますと約20件ほど現在、対象世帯がございます。現在、20世帯ですから、十分に、人手での対応が可能ということで、そういう形で行っております。

○江口委員

先にはふやしていきたいというお話しがございました。私もこういった取り扱いについては、実際に大家さんにとってもメリットがありますし、被保護者にとっても、よそに比べて、納めるだけの家賃がないということもなくなります。ぜひ、強力に広げていただけるようお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○保護課長

公用車による交通事故の発生について、ご報告いたします。資料といたしまして、事故現場見取図を添付いたしておりますのでご覧ください。

去る9月30日の金曜日、午後2時20分頃、飯塚市芳雄町3番83号飯塚病院の駐車場で、保護課職員運転の公用車が、駐車場から車両を発進させた際、右前方に停車中の相手方車両と接触、双方の車両が損傷し、相手方の車両にも対物損害を与えたものでございます。なお、相手方車両の運転手及び職員に人的損害はありません。この事故につきましては、車両の所有者と運転手が異なっておりましたので、車両所有者である運転手の子に対して、現在、物的損害分の損害賠償及び示談交渉を行っておるところでございます。

事故の原因についてですが、公用車が駐車場から発進する際に十分に周囲の安全確認を行わなかったことが挙げられます。

職員の交通事故防止につきましては、毎日の朝礼や所内研修等、機会あるごとに指導を行っておりましたが、今回このような事故が発生しております。この事故発生後も速やかに課内の全職員を招集し、安全運転の励行を指導したところでございます。今後はこのような事故が起きないように引き続き指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが公用車による交通事故の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします工事は、「立岩児童センター建設工事」でございます。入札の執行状

況につきましては、業者選考委員会において、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、市内建築一式工事のⅠ等級に格付けされている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。「立岩児童センター建設工事」につきましては、1者による入札を執行いたしました。

その結果、落札額8910万円、落札率99.63%で「株式会社 住建設」が落札しております。

以上簡単ではございますが、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

これはどうして1者入札になるのか、教えてください。

○契約課長

条件付き一般競争入札で告示をかけておりましたが、実際、申し込み業者が1者のため、1者で入札を行いました。

○宮嶋委員

再入札をかけるという手段はとられないんですかね。

○契約課長

1者による入札でしたけど、適正に執行されておりますので、再入札はいたしません。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画素案について」の報告を求めます。

○行財政改革推進課長

飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画について、素案を策定しましたので、ご説明いたします。本日はA4の計画書素案とその内容を抜粋したA3の2つの資料を準備いたしております。最初にA4縦長の資料の1ページをお願いします。1ページは今までの飯塚市の公共施設のあり方検討に関する取り組み状況でございます。

下の図をご覧ください。薄く網掛けしておりますのが、本年1月に策定しております基本方針です。今回の素案は、その下に濃く網掛けしているのが、今回の計画で、来年の3月に策定するよう進めております。

2ページをお願いします。他の計画を含めた関連図を掲載しております。濃く網掛けしているのがこの計画となります。一番下に掲載しておりますが、公共施設に関しては、別途個別に計画を現在策定しているものもありますので、互いに整合性をとりながら進めていきたいと考えております。

3ページをお願いします。下側の枠囲みが、基本方針での公共施設の延べ床面積の縮減目標となります。二つ目の黒ぼつが、この計画の目標となり、10年間で4.5万平方メートルの延床面積を縮減するといたしております。

4ページをお願いします。計画期間は、基本方針と連動するため平成29年度から37年度までの9年間としています。その下の表は、今後9年間の取り組みです。今回のこの計画の特徴は、PDCAサイクルに基づく評価しやすい計画といたしております。今までの計画は、一度作ると見直ししがしく、状況の変化に対応ができないといった面もあり、このような計画といたしてまいります。またこの計画の基本的な方針として、市民参画による公共施設の見直し

を推進するといたしておりますので、いわゆる「公共施設の見える化」を考慮いたしております。また評価に当たっては市民参画の外部評価を実施していきたいと考えております。

7ページをお願いします。真ん中の表に今回の数値目標の4万5千平方メートルの内訳を記載しておりますが、市営住宅を中心に縮減していく計画といたしております。その理由としましては、既に耐用年数を越えた住宅が2割を占めており、今後全てを更新することは困難であること。歴史的な経緯はありますが、類似都市と比較して市営住宅の延床面積が2.7倍と多いこともあり、見直しを行うものです。具体的な内容は、今後策定されます市営住宅の長寿命化計画の中で検討してまいります。

11ページをお願いします。この表は、施設分類ごとの削減目標総括表となります。表中の真ん中の列の増減面積の一番下に現段階の削減面積を掲載しておりますが、4万4465平方メートルで、目標までには達成いたしておりませんので、今後さらに検討してまいります。

14ページをお願いします。これが今回の計画書となります。公共施設一つごとに一つのシートを作成いたしております。見方としては、14ページが施設の状況を表したもので、建物の概要、運営の状況、平成27年度の収入、支出状況、増改築の状況からなります。

15ページの上段は、これらの状況を基に評価をしたもので、劣化状況だけはA B C Dの4段階評価で、その他は、A B評価となっています。この評価の方法は、戻りますが10ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

その下は、施設ごとの最適化の方針となっております。この部分はA3の表にまとめておりますので、厚生委員会所管の施設で見直し行う主な施設についてA3資料でご説明いたします。

6ページをお願いします。下から2番目の第1体育館、次の第2体育館につきましては、現在別途計画策定中のため、次のページの颯田体育館、颯田、穂波武道館と併せて再編整備の中で、20.1%、面積にして2011平方メートル削減するといたしております。7ページの60番のB&G海洋センターについては、穂波体育館との統合を計画しております。

この二つの体育については、今後穂波東中学校の部活としての利用が減ることから統合を計画しています。なお、B&G財団との協議が必要となりますので休止としております。

8ページをお願いします。82番の穂波プールも穂波東一貫校のプールへの機能移転を計画しております。ただし、穂波西中学校の授業として、現在利用していることから、その対応検討後としております。またこの施設もB&G財団との協議が必要なことから休止としております。

9ページをお願いします。90番と91番の楽市、平恒保育所の統合については、この次の報告で詳細は説明いたします。筑穂保育所につきましては、老朽化が進んでいることから建て替えを計画しています。ただし、現状の規模は200人定員として整備されたものであるため、乳幼児の減少率を考慮して縮減します。

10ページをお願いします。児童センターは101番の立岩、12ページの114番の椋本、116番の若菜児童センター、利用者の増加及び遊戯室の等の整備を行うことから拡充としています。

戻りますが11ページをお願いします。109番の大分児童館は、同一敷地内にある大分小学校に空きスペースがあることから、小学校への移転を計画しています。

12ページをお願いします。一番下の庄内ハーモニーは、庄内公民館との機能統合を計画していますので、拡充としています。以上が厚生委員会所管の公共施設の見直しの主なものです。

次に今後のスケジュールといたしましては、11月から12月にかけて12地区での市民懇談会を開催し、ご意見を伺いたいと思います。その内容については、議会の4常任委員会に報告させていただき、議会からの意見についても伺いたいと思っています。また懇談会や議会でもいただいた意見等を踏まえ、変更するところは変更し、来年1月から2月にかけて再度懇談会を開き、最終的な計画書を策定したいと考えています。

以上、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画素案について説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「穂波地区公共施設の再編整備について」の報告を求めます。

○行財政改革推進課長

穂波地区公共施設の再編整備については、複数の課にまたがりますので、行革課より全体の概要についてご説明いたします。

A3横長の資料をお願いします。穂波地区の公共施設の再編のきっかけとなりましたのは、穂波公民館の老朽化対策でございました。穂波公民館は昭和53年に開設しており、耐震基準も充たしておらず、エレベータもない公共施設でございます。一方穂波庁舎は平成29年度に教育委員会が本庁舎に移転することで、穂波庁舎の4階会議室の活用が減ること。また穂波町時代の議場もそのまま、今後の活用が決まっておらず空きスペースが生じることから、今回の再編となっております。穂波図書館については公民館との連携もあり庁舎の1階部分に移転することで検討いたしております。

また、楽市、平恒統合保育所については、楽市小学校敷地内での設置を当初検討しておりましたが、進入通路が狭く、見通しも悪いことから、他の候補地を検討しておりました。今回穂波公民館が穂波庁舎に移転することで、保育所の建設スペースを確保できることから、現公民館駐車場に設置することといたしております。整備の内容及びスケジュールについては資料に記載いたしておりますので説明は省略させていただきます。今後はこの案に基づき、地元市民の皆様への説明を行ってまいります。

以上簡単ではありますが、穂波地区公共施設の再編整備について説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

穂波出身の私としては、大変うれしく思っておりますけれども、これは今から住民に対して説明ということですが、多分、楽市保育所に関しては、当時、同和対策費等々を使ったと思うんですけれども、それが移転するということになって、そういう関係の団体等の相談はされてあるのかどうか。それとあと1つ、今後、相談ということで図書館を利用されている方、そして文化、穂波の歴史とかを推進されている方々に対しての説明等々がちょっと心配になるんですけれども、その辺の考えをお聞かせください。

○行財政改革推進課長

保育所の移転の部分については、所管課のほうからお答えさせていただきますが、公民館につきましては、所管課がまいておりませんので、その辺については、また確認するとともに、十分説明するように教育委員会のほうにも伝えていきたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひともその点は、よく図書館が図書室になったりとかしたときに、利用者からの苦情、クレームがあると思っておりますので、そういうことがないようにですね、きっちり伝えていただきたいと思っております。

○子育て支援課長

楽市保育所の同和保育所というところですか。家庭支援員を配置しておりますけれども、引き続き、そのことにつきましては、事業を行っていくというところで、団体ともお話をしております。了解済みです。

○佐藤委員

あと1点ですね、前回の議会のときにも出ておりましたが、穂波に子ども・子育て園がないということで、ニーズ調査をされるということをおっしゃっていただきました。できれば早急にニーズ調査をしていただきたい。それがもし結果がよければ、穂波庁舎内または楽市保育所の跡地等々に検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長

子育てプラザ、新しい街なか広場が10月にオープンしまして、落ち着いたところで、利用者アンケートを早いうちにとろうと考えております。その結果も踏まえまして、ニーズ調査の時期なども検討しようかと考えております。

○佐藤委員

ぜひ、前倒しでニーズ調査をするぐらい、私はしてほしいとは思っておりますけども、ニーズ調査をする場合、やはりいろいろな問題点があるかと思えます。子育ての期間しか利用しないもので、その対象者が常に変わってくる。短期間であって変わってくる。その辺はきちんと目的を絞って、調査をしていただきたいということが要望です。ぜひ、そのニーズ調査を早急にということを、スケジュールもつくっていただかないかということをお願いしたいと思っておりますけども、副市長、できれば前向きな答弁を聞かせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○副市長

いま所管課のほうから、答弁を申し上げましたように、子育てプラザが非常に公表だということですが、これもある一定の期間が、ニーズ調査をするには必要だろうというふうな判断を担当のほうではしていると思えます。ただ今、質問委員が言われるように、一般質問にもありましたように、これについては、ニーズ調査をできるだけ早くやって、全体の要望といたしますか、そういうのをつかんでですね、次につなげていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。